

自然災害等発生時の対応について（生徒・保護者向け）

1 次の場合は、臨時休業とします。

- (1) 白糠町及び釧路地方、または居住している地域に「気象に関する特別警報」が発表された場合
※前日予報を参考に遅くとも午後3時までに判断し、生徒や保護者に連絡します。
当日の朝、天候が急変した場合は午前6時に判断し、学校HP等で周知します。
- (2) 白糠町及び釧路地方、または居住している地域に「気象に関する警報」が発表され、バス・JRの運行がともに止まった場合
※前日予報ならびにバス・JR等の交通機関の運行状況を参考にして、遅くとも午後3時までに判断し、生徒や保護者に連絡します。当日の朝、交通機関が急に止まったり、天候が急変した場合は午前6時に判断し、学校HP等で周知します。
- (3) その他、地震や津波等で道路状況に異常が起き、通行不能になった場合

2 前日に臨時休業の連絡がない時でも、次の場合は、自宅待機とします。

- (1) 朝、午前6時の時点で、白糠町及び釧路地方、または居住している地域に警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪等)が発令されている場合
- (2) 居住している地域において、通学に使用しているJR及びバス等の公共交通機関が運休となっている場合
- (3) 居住している地域の天候や、自宅からバス停及び駅までの道路状況により、各家庭で通学が困難であると保護者が判断した場合
※この場合、判断した時点で保護者が担任へ連絡してください。自宅待機で欠席した場合は「非常変災等(自然災害)による公欠」となるよう配慮します。

3 確認事項

- (1) 臨時休業は原則として前日判断とします。臨時休業が前日から決まった場合は、保護者あて文書を生徒に配付し、学校HPにも掲載します。
※ただし、前日が休業日の場合は学校HP等での対応となります。
- (2) 当日の朝、急遽臨時休業が決まった場合は、学校HP等でお知らせします。
※当日の朝、急遽休校を決める場合、午前6時に管理職によって判断し、午前6時30分までに各担任へ連絡し、その後各担任から生徒へ電話連絡をします。午前7時までに連絡を終了するよう努めますが、諸般の事情で若干遅れることもあるので、心配な場合は自宅待機し連絡を待ってください。そのことによって登校時間が遅れた場合は、「自然災害による公欠」に該当させる等配慮します。
- (3) 上記確認事項の(2)の場合、学校は午前6時から管理職が外部対応しますが、打ち合わせや除雪等で十分な対応が出来ない場合があります。できるだけ、午前7時までは自宅で担任からの連絡を待ってください。
- (4) 臨時休業となった授業時間については、生徒の学習権確保のため、長期休業期間を利用するなどの方法で補充授業を行う場合があります。